

諮問事件：

諮問番号：平成22年（情）諮問第1号

事件名：会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成22年 6月22日

答申日：平成22年 9月16日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成22年4月22日付け220普第79号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載からは不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

1 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成21年11月16日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄及び補正書（21年12月9日付け会計検査院事務総長あて）に記載された内容には判読不能の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る行政文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、21年12月24日付けで、相当の期間（15日）を定めた上、次の①ないし③のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等に記載されていると解される文字を想定して処分庁が清書した記載内容に誤りがあれば加筆・修正し、判読不能な部分について追記すること。
- ② 当該開示請求に係る行政文書の特定に役立つ具体的な情報（行政文書の名称、種類、作成時期等）を提供すること。
- ③ 書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を送付すること。

2 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、22年1月8日付けで、「補正書」と読み取れる文書（以下「再補正書」という。）の提出があったものの、再補正書に記載された内容にも判読不能の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、22年3月24日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書について、前記①ないし③と同様の内容の補正の求めを行った。

しかし、上記の第2回補正の求めに対し、審査請求人から処分庁が指定した期日までに回答がなかった。このため、処分庁は、再補正書をもってしても、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、指定した期日までに開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成22年4月22日付け220普第79号）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成22年 5月11日 審査請求人から意見書の收受
- ② 同年 6月 3日 審査請求人から追加意見書の收受
- ③ 同年 6月22日 諮問書の收受
- ④ 同年 9月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容、審査請求人の提出した補正書等の内容からでは、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、開示請求書、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不能の部分の追記及び行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供等を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禮 子

委員 大 塚 成 男